

横浜国際プールホームページ バナー広告募集要項

1 趣旨

この要項は、公益財団法人 横浜市体育協会広告掲載要綱（平成23年7月1日制定）第5条から第8条に規定するものを定めるものであり、横浜国際プールホームページ（以下「HP」という。）の広告媒体への募集は、この要項に基づき行うものとします。

2 広告の掲載

(1) 広告を掲載するHP

国際プールのHP

(2) 月間アクセス数（トップページ）

別添「HPアクセス数一覧」参照

(3) 掲載期間

掲載期間は1ヶ月単位とし、原則毎月1日から末日までとします。ただし、複数月の掲載も可能とします。

(4) 広告の掲載

HPへの広告の掲載及び削除は、横浜国際プールの職員が行います。

3 広告の規格等

HPに掲載する広告の掲載箇所・枠数は、横浜国際プールで指定します。

なお、広告の規格等は、原則以下のとおりとします。

(1) 大きさ縦50ピクセル、横183ピクセル

(2) 形式GIF、JPEG

(3) データ容量10キロバイト以下

(4) 画像のALTテキストは、全半角を問わず30字以内

4 広告料

(1) 営利団体の場合

広告料（1ヶ月あたりの料金）は、1枠につき月額20,000円（消費税を含む）とし、長期掲載の場合は、以下のとおり料金を割引いたします。

連続掲載期間	3ヶ月から5ヶ月	6ヶ月から11ヶ月	12ヶ月以上
割引価格	月額 18,000 円	月額 17,500 円	月額 15,000 円

(2) 横浜市役所及び関係団体、地域のスポーツ振興に寄与する団体などの非営利団体の場合

広告料（1ヶ月あたりの料金）は、1枠につき月額10,000円（消費税を含む）とします。なお、長期掲載の場合でも料金の割引は適用されません。

5 申込方法等

(1) 募集期間

広告の掲載については、随時受け付けをします。

(2) 申込方法

横浜国際プールへ直接ご連絡ください。

(3) 広告主の決定方法

広告掲載が適当であると認められた申込者で、申し込みが早い方から順に広告主として決定します。

6 広告原稿の提出

広告原稿は、指定する日までに、電子メール等で提出してください。なお、広告デザイン等の作成に要する経費は、広告主の負担となります。

7 広告料の納入

広告料掲載料は前納とし、決められた期日までに指定の口座に振り込んでいただきます。

8 広告料の還付

広告の掲載期間中に、サーバ管理会社によるメンテナンス、通信回線会社によるトラブル及び自然災害など、横浜国際プールの責めによらない事象が起こった場合、また、HPのリニューアルなど、横浜国際プールの都合によりHPを公開しない時間が生じた場合においても、一切返金しないものとします。

ただし、HPを閉鎖した場合は、契約期間において月単位で返金するものとします。

残契約月	返金額
1ヶ月未満	残日数分（日割り）
1ヶ月以上	残月数分

9 遵守事項

広告掲載の申込み、広告原稿の作成にあたっては、公益財団法人横浜市体育協会「広告掲載要綱」及び「広告掲載基準」を遵守してください。

10 お問い合わせ先

公益財団法人横浜市体育協会

横浜国際プール

TEL 045-592-0453

バナー広告掲載お申込希望の方々へ

横浜国際プールホームページバナー広告募集要項をお読みいただき、お申込、お問い合わせに関しましては、横浜国際プールホームページバナー広告担当まで、お気軽にお問い合わせください。

お申込を希望される場合は、当施設にて審査を行わせていただきます。

横浜国際プールバナー広告掲載審査申請書にご記入の上、下記電話番号までFAXをお送りください。よろしくお願ひ致します。

横浜国際プール

TEL : 045-592-0453 (代表)

FAX : 045-592-1402

横浜国際プールバナー広告掲載審査申請書

会社名	
所在地	
役員	
設立年月日	
事業内容	
資本金	
取引先	
取引銀行	
沿革	
その他	